

医療法人社団ゆみの各位

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症関連に対する法人指針(Vol.9)

～今後の体制について～

1. はじめに

2019 年末に中国から初めての報告がなされて以来、1 年近くが経過しようとしている。その間、ウイルスの実体が徐々に明らかにされる前まで、当法人では空間的・時間的隔離など、医療機関としてなし得る最大限の対処を行ってきた。また、これまで日本や世界各国からの研究報告や治験が積み重ねられ、感染予防の観点から様々なことが明らかになってきている。ここに最新の科学的知見と妥当性を考慮し、法人指針を更新する。

2. 指針更新内容

以下、7 項目についてアップデートを行う。

- 1) 基本方針
- 2) コロナ警戒レベル別法人体制
- 3) スタッフ体調不良時のフロー
- 4) スタッフ感染時等の取扱い
- 5) 拠点別診療体制
- 6) 基本的感染対策
- 7) 家族等体調不良時の方針

3. 基本方針

今冬、コロナおよびインフルエンザ双方の流行も考えられ、学会等の指針を参考に診療継続を行う。またその際、医療機関としての責務と医療者も一社会人であるというバランスを考慮し、以下に基本方針を定める。

- 1) 法人内職員に感染例が出ないよう、従来通り基本的感染対策を徹底する
- 2) 従来通り、定期通院および往診患者への診療を優先的に行う
- 3) 妊娠中や基礎疾患を有する場合など、一定のリスクを抱えた職員について発熱患者等への対応は強制しない
- 4) 職員の発熱患者等への対応は法人から強制するものではない
- 5) 外来において、鼻咽頭ぬぐいによる迅速検査は感染リスクを不必要に高めるものであり推奨しない。

解説

3) および4) について

法人から発熱患者への対応を強制するものではない。しかしながら、感染のリスクを抱えながら最前線に従事する職員とのバランスも重要である。職種、職域を越えた相互扶助の姿勢が強く求められる。

唾液 PCR 検査について

本検査は診療上、必須ではない。しかしながら、昨今の状況を鑑みたとき、患者および体調不良時のスタッフへの対応の際、本検査施行は有益であると考え。そのため各拠点において安全を担保しつつ、実施可能な範囲で検査体制を検討することは必要である。

4. コロナ警戒レベル別法人体制（資料1）

以前に公開された資料を踏襲する。現在の警戒レベルは“2”である。

5. スタッフ体調不良時のフロー（資料2）

フローの中に新たに PCR 検査を組み込んだ。PCR 検査は陽性例にのみ臨床的意義を有する。一方で、陰性例は偽陰性の可能性、コロナらしさを含めた本人の自覚症状の有無や程度、家族の状況、職種など様々な要素を考慮する必要がある、その対応・判断は非常に高度なものになる。その最終判断は各拠点院長に委ね、委員会スレッド（MCS）で情報共有を行うものとする。

6. スタッフ感染時等の取扱い

1) 職員が感染した場合（検査の上、診断を受けた者）

その感染経路等を問わず、法人として最大限のサポートを行う。

例) 給与補償、治療費補償、ホテルの確保、その他

2) 業務中に濃厚接触者となった場合（労災に近い解釈）

業務中に、コロナウィルス感染者に接触し濃厚接触者として自宅待機（および入院）を命じられた職員には、給与の100%を支給する。また、隔離待機に伴い対処が必要な事項についても最大限のサポートを行う。

3) 業務以外で感染疑いとなった場合（感染はしていない）

濃厚接触等による感染疑いのある場合には「自宅待機」とする。

発熱や体調不良で自宅待機を命じられた場合、もしくは業務以外で、保健所による要請等で自宅待機をする職員においては直近3ヶ月の平均給与の60%を支給する。

その際、有給休暇を使用することも可能。不明な点は人事宛に問い合わせること。

6. 拠点別外来診療体制（唾液 PCR 検査に関する）

高田馬場

E 部屋を診察室および唾液検体採取室として改修後実施予定
工事日調整中であり、決まり次第アナウンスを行う

渋谷

発熱外来にて行政検査を実施中

11 月より海外渡航証明と施設入所目的に自費 PCR 検査を開始
感染対策は更に強化

のぞみ

スタッフの現状を考慮し、今冬は実施しない

マニュアル作成、シミュレーション等、今後のための準備は適宜進める

7. 基本的感染対策

- ・ 出社前の検温 デイリーセルフチェック
- ・ こまめに手洗い（最低限、外出前後、食事前は必ず行う）
- ・ アルコール消毒、マスク着用
- ・ 3つの密を避ける
- ・ クリニック、オフィスのこまめな換気-
- ・ テレワーク、時差出勤、直行直帰の積極導入
- ・ カンファレンスなどの Zoom からの参加

解説

検温自体の診断感度は低いと考えられるが、体調管理のモチベーションを維持するには有効であり、継続する意義がある。積極的感染対策として、個人レベルでは手洗いおよびマスク着用を強く推奨する。また、今後冬場になると、換気が不十分になりがちである。可能な範囲で外来およびオフィスの換気を行うよう促したい。

8. 家族等体調不良時の方針

ご家族に発熱等体調不良者を認めた場合の対応について以下に示す。

- ・ 職員に自覚症状もなく、発熱等もない状況であれば、感染対策を継続し通常就労
- ・ 職員にも自覚症状がある、もしくは何らかの症状が認められた時点で、対応フロー（資料 2）に準じる
- ・ ご家族の体調不良については近医へ受診し、その指示に従う
- ・ ご家族の通院状況や病状については適宜院長へ報告

- ・ご家族のPCR検査希望については適宜実施を検討する

さいごに ～コロナウイルスとの共生、その考え方～

コロナ最初の報告から、もうすぐ1年になろうとしています。今に至るまで、医療者として、また社会を構成する一員としての在り方が問われてきたように思います。画期的薬物やワクチンへの過度な期待はすべきでなく、社会的終息は個々人の認識の成熟の上に成り立ちます。つまり、今私たちに問われているものは、正しい知識をもとに以前と遜色ない生活をいかに取り戻すかになります。以前から申し上げているように、過度に恐れることなく社会生活を継続することが望ましいと思います。旅行や会食など、もう既に多くの人が普段の生活に戻ろうと努力しています。確かに感染のリスクはあります。ただ、どのようにすればそのリスクを下げるができるのか？についてはこれまでの蓄積である程度分かってきたように思います。我々も社会を構成する一員です。正しい知識や姿勢で社会生活を継続する必要があります。何気ない当たり前の日々を取り戻す努力を継続していければと思います。

指針は今後適宜更新する

2020年11月5日 Vol.9 作成

感染対策委員会

西原 崇創